

鞍手町コミュニティバス運行業務仕様書

1. 業務名

鞍手町コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

コミュニティバス「すまいるバス みやわか線」（以下「コミュニティバス」という。）の運行を行う事業者を選定するための公募型プロポーザルを実施するにあたり、業務内容の詳細について定めるものである。

3. 業務の実施

- （1） 本業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、本業務の実施にあたって、鞍手町（以下「発注者」という。）の方針や意向を十分に理解して、発注者を支援すること。
- （2） 受注者は、本仕様書及び鞍手町コミュニティバス運行業務プロポーザル実施要項により提出した業務提案書等に基づいて業務の遂行に務めること。なお、業務の実施にあたり、業務提案書等に問題点がある場合は、改善策を提案し、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- （3） 受注者は、契約期間中、良質かつ安定的な支援を継続するため、本業務に必要なとなる人員を適切に配置すること。
- （4） 受注者は、本業務の実施にあたり、関係諸法令及び関連条例等の遵守を徹底すること。
- （5） 受注者は、本業務の実施に関し疑義が生じた場合、速やかに発注者と協議を行うこと。

4. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

5. 運行形態

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に基づく許可による一般乗合旅客自動車運送事業における定時定路線運行

6. 運行区域及び運行区間

コミュニティバスの停留所は次のとおりとする。

宮田バス停、徳城、田淵、本城、宮田病院前、隠谷、河童村入口、筑前上畑、筑前中畑、長山、室木、神田入口、筑前川端、幸ノ浦、旭、八尋、新北、永瀬、くらの郷、ひな尻、サングリーン鞍手、新延橋、鞍手車庫、唐ヶ崎、鞍手局、中山南区、城ヶ崎、中山、中本町、くらて病院、鞍手町役場、小牧口、鞍手駅

7. 業務内容

(1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく許可申請業務

同法第 4 条、第 5 条、第 9 条に規定する一般旅客自動車運送事業を行ううえで必要な国土交通省からの許可を取得すること。なお、許可申請に要する費用は受注者が負担する。

(2) 国・県補助金の交付申請業務

国土交通省が所管する地域公共交通確保維持改善事業における国庫補助金等の受注者が補助対象事業者となる、国及び福岡県から交付される補助金の交付申請業務を行うこと。なお、交付申請等に要する費用は受注者が負担する。

(3) 運行業務

現時点で想定している運行業務の内容は次のとおりである。最終的な運行内容は、鞍手町地域公共交通会議の意見を参考にしながら、発注者と受注者で協議の上、決定する。

ア 業務内容

項目	内容
運行形態	道路運送法第 4 条の許可に基づく一般旅客自動車運送事業の定時定路線運行
運行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
運転手	受託者の責任において確保すること。
使用車両	受注者の責任において、次の②の車両を確保すること。 ①常用車両 ポンチョ（36 人乗） 2 台 ②予備車両 36 人乗相当のバス 1 台 ※①の車両は発注者所有のため確保の必要はないが、両替機、ドライブレコーダー、デジタルタコグラフを装備すること ※②の車両は受注者が確保し、エアコン、電光表示板、音声システム、両替機等を装備すること。また、ラッピングやマグネットシートを装着する等、鞍手町コミュニティバスであることが分かるようにすること。 ※乗客の積み残しが発生しないよう配慮すること
運賃	1 乗車 1 人 200 円。（小学生未満は無料。6 歳以上 12 歳未満や障害者手帳の所持者の方は減額措置あり） ※運賃は、受注者の収入とする
その他	その他の業務は、次のとおりとする。 ①運行ルート、運行ダイヤに係る助言 ②車両内の表示に係る業務 ③発注者及び関係機関との協議 ④運行開始後、毎月の利用状況、運賃収入状況等の調査・報告 ⑤回数乗車券の管理・販売 ⑥利用促進につながる取り組み等

イ 運行路線

現在、下表のとおりにコミュニティバスを運行している。提案は現状以上のサービス（運行経路、始発・終発時間、運行本数）を、現在の予算範囲内で提供する提案であること。

路線名	起点～経由地～終点	運行回数	停留所数	運行距離
すまいるバス みやわか線	（Aルート） 起点：宮田バス停 経由：鞍手車庫 終点：鞍手駅	【平日】 往路：4便/日以上 復路：4便/日以上 【土日祝】 往路：4便/日以上 復路：4便/日以上	33箇所	14.7km
	（Bルート） 起点：宮田バス停 経由：鞍手車庫 終点：鞍手町役場	【平日】 往路：4便/日以上 復路：4便/日以上	31箇所	13.4km
	※各便数、始発時間及び終発時間は目安とすること ※AルートとBルートは複合し、一つの時刻表を作成すること ※運行時刻は「西鉄バス 直方～鞍手～遠賀線」「JR 鞍手駅」とのアクセス向上を図る時刻に設定すること ※運行ルート・停留所は、別添2を参照すること			

ウ. 運行車両

車両の点検、清掃及び調整を実施すること。

エ. 損害賠償

本事業に使用する車両全てに以下に示す内容の補償を下限とし、任意保険又は共済保険に加入することとする。ただし、以下と同等の補償を確実に担保できる場合は、この限りではない。なお、保険加入に係る手続き及び保険料の支払いは受託者が行う。

- ・対人対物賠償 無制限
- ・人身傷害 3,000万円
- ・車両保険 原価相当額（発注者が貸与するバス車両のみとする。それ以外は任意。）

8. 業務執行体制

- （1） 受託者は、本業務に対する責任者を選任すること。
- （2） 責任者は、本業務に関する代表者として連絡体制を整え、緊急時及び平常時の連絡、情報伝達が円滑に行えるようにしておくこと。
- （3） 運転者は法令等を遵守するとともに安全運行に万全を期し、運転業務を行うこと。
- （4） 本業務には十分に知識のある運行管理者、整備管理者及び補助者を配置すること

9. 運行上の注意

道路上において利用者を乗降させる場合は、車両左側（歩道側）からの乗降を基本とすること。（上り、下り共用の乗降地点において、道路反対側に待機する利用者を乗車させる場合は、周辺の状況を把握し安全に乗車できるよう適正な誘導を行うこと。）

10. 運行の中止

積雪、天災、その他受注者の責めによらない事由により、運行区間の全部または一部が運行不能の場合は、発注者と協議のうえ、受注者は運行を中止することができるものとする。

11. 注意事項

- （１） 受注者は、業務実施中において利用者から得た個人情報並びに発注者から提供される利用者の情報などについて、本事業以外の目的に使用してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び鞍手町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し個人情報の保護に努めること。
- （２） 受注者は、業務を円滑に遂行するため、逐次、発注者と打合せを行わなければならない。また、本仕様書に記載のない事項であっても、業務実施上必要と思われる事項については、その都度、発注者と協議すること。

12. その他

- （１） 本業務を遂行する上で知り得た情報及び本業務に係る内容は、発注者の許可無く第三者に漏らしてはならない。
- （２） 本業務を遂行するにあたり、業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。
- （３） 発注者は、本業務に必要な資料及びデータ（個人情報に属するものを除く。）を受注者に提供するものとする。ただし、受注者は、これらの資料等について本業務終了後速やかに返却しなければならない。
- （４） 受注者は、本プロポーザルが終わるまで、本業務に係る選考の参加者に、直接又は間接の接触（本業務に関連するものに限る。）を行ってはならない。
- （５） 本仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者とで協議の上、業務を遂行するものとする。

13. 連絡先

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

鞍手町 都市整備課 都市交通係

TEL 0949-42-2119

FAX 0949-42-5693

E-mail toshi@town.kurate.lg.jp